

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年9月12日（第3日目）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

日程に入るに先立ち、青木町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。
青木町長。

町長（青木幸保君）

発言の許可をいただきましたので述べさせていただきます。

昨日、三枚山委員からご指摘ございました主要成果報告書、106ページの下段であります。4の救急出動件数の数値が前年度と同じであることについて質問がございました。総務課に確認をさせたところであります。既に委員各位のお手元に正誤表を配付させていただいておりますが、このデータ数値につきましては一関西消防署平泉分署から毎年定期的に提供されるデータであります。担当者がデータを更新すべきところ、失念していたために誤りが生じたものでございます。また、課内のチェックにおいても前年度の主要成果報告との見比べが不十分であったことが原因であります。

今後、改めてチェック体制を見直し、二重、三重にチェックを行い再発防止に努めてまいります。正誤表のとおり訂正し、おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

それでは、進行します。

昨日の答弁保留等についてであります。担当課長から発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

先ほど町長が申し上げた主要成果報告の訂正の件につきましては、改めて私からも今回の事態が重大であるということ認識をしまして、緊張感を持ってこれから取り組みたいと思います。大

変申し訳ございませんでした。

昨日、高橋伸二委員から確認をいただいております件でございます。決算書134ページの9款消防費1項3目14節工事請負費、防災行政無線デジタル化工事費繰越明許費2億183万200円の支出に関わり、デジタル化に伴う戸別受信機の配付について2,500台を配付するという予定が、現在何台保持しているか、残っているかということについて確認をいただきました。

まず、現在は285台を保有しているということでございます。こちらの事業の完了状況を踏まえまして、直前に変更の契約を行った際に2,500台から300台を減じて2,200台としてございました。こちらは現実的に戸別受信機の保管を役場庁舎の中で保管しておりまして、更新の際はそれぞれの行政区に対応した調整を行った上で配付するという必要がございまして、一定数の配付、希望される方以外にも促進を今回行って、行政区長を通じて協力を求めている中で、大体2,200台ぐらいで対応して、経年劣化等も考慮した上でそれぐらいの在庫というふうに見ておりましたので、現在そういう状況でございます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

そうすると、いわゆるこの工事全体の金額、当初は2億、1,000幾らでしたっけかね。今この決算書で見ると、繰越明許として出ているのが2億183万円なわけですよ。ところが当初示された工事仕様書の中では、戸別受信機については2,500台という数字、それは仕様書の中できちっと明記がされているわけですよ。それが今話のあったように300台少なくなっているということは、全体の契約金額にも跳ね返るものであるというふうに私は思うのですが、それはどのようになっていますか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

その辺は、工事費全体の中での戸別受信機の数が減ったということの対応以外に、事業者において個別に町と協力しながら連携しながらということでしたが、14区、15区でなかなか通信がうまくいかないという状況を踏まえて、3度ぐらい個別に訪問して受信の状況を確認していたということで、総体的にその辺の事業費、全体の事業費、工事費の調整がございました。ですので、そういったことで最終的にはこの2,500台まで準備しておくかどうかという判断がありまして、先ほど申し上げた経年劣化というようなことも踏まえまして残りの台数を調整したというところでございます。

ですので、事業費的にはその減った分が、今申し上げた各戸別受信機の確認作業に係る部分あるいは工事を行い、また再度確認をするといった、当初想定していなかった部分の工事の作業員の分の事業費というところが増大化したというところでございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8 番、高橋委員。

8 番（高橋伸二君）

それは、私から言わせたら詭弁ですよ。なぜか、少なくとも昨年の11月30日までの工期なわけです。ところが現実に事業者であるNEC盛岡が受信状態の個別調査を行ったところが、とりわけ1区、14区、15区を中心にして受信不感地帯が多く発生をしたと。そのことによって工期を1月31日まで延伸したではないですか。なおかつこの防災無線の問題を議論したときに、いわゆる瑕疵担保というものを含めて、きちっと事業者の責任で完全に受信状態が確保、維持されるような体制をつくるまで、今の契約内容であるのですねという確認をして、そうですというふうに言っているわけですよ。だから、今、課長の答弁は、不感地帯のところに対する個別の訪問などをもって受信調査をしたりアンテナ設置工事などをしたりしたことが、全体的な工事費の増額につながって、トータル的には当初契約金額と変わりが無いといえるかな、契約金額の範囲内になっているのですと、こういうふうに言われた。だとすれば、300台の戸別受信機の台数を少なくした分の金額というのは幾らなのですか。

（発言する声なし）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8 番、高橋委員。

8 番（高橋伸二君）

提案です。きちっと整理をされて、どのような経緯で300台減台をしたのか、そして今課長が答弁をされた、本来、当初の契約金額である2億100万の中に入っているべき受信状態の確認などの工事費、これが幾らかかっているのかどうか、そういったものをしっかりと整理をして示してくれませんか。これはまだ終わった決算ではないですから、そのことをお願いします。

といいますのは、いわゆる昨日も聞いたように、ダイポールアンテナ2個つけたのに対して、19万8,000円の経費外の経費として支出をしているわけですよ。そういったところを含めて、今回の工事全体の金額の推移、事業契約書の中身で担保されるべきものが担保されていないという実態が見えるわけですから、それらを後で示してください。ここでやり取りしても結論出の中身ではないと思いますから。そういうことでよろしいですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今おっしゃられた内容のとおり、事業費がどのように変更されたかの内訳につきまして後刻の答弁とさせていただきます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

昨日の高橋伸二委員からの質疑に関わる件でございますが、決算書60ページのまちの元気情報ラジオ配信事業委託料990万円に関わる件でございますが、質疑の中で資料請求のお話ござい

ましたので、業務委託契約書類一式、それから、もう一つが業者からの報告書一式、この資料を提供させていただいておりますので報告をさせていただきます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

それでは、私からは、昨日、大友委員からご質問いただきました決算書80ページの3款1項1目12節の委託料の件でございますが、日中一時支援事業委託料、それから移動支援事業委託料についてのご質問をいただきましたので、改めてご報告させていただきます。

まず、日中一時支援事業の225万4,500円についてでございますが、令和4年度の当初予算を立てるときに、前年度の利用状況などを見ながら作成をしております、全体で利用日数で予算を計上させていただいております、その760日分の利用日数で予算を計上させていただいております。

実績といたしまして、サービス利用の変更などをされる方もいらっしゃるなども考えられますけれども、その利用日数が延べ698日ということで、当初予算を立てておりました760日分の利用日数から減ったということで不用額が出ているところであります。

その下の移動支援事業委託料についてでございますけれども、同じく前年度のサービス利用されている方々の利用状況を見ながら予算計上させていただいておりますが、この場合は、今まで利用されていた方が途中から利用中止された方がおられましたり、それから利用時間も少なくなっていたところから、27万8,660円の実績となったところでございます。いずれ、当初予算からサービス利用の延べ利用日数ですとか利用時間が少なかったことによる減となっております。

続きまして、決算書の82ページの19節扶助費の療養介護医療給付費の393万609円についてでございますけれども、こちらの内容は主要成果報告書の41ページの下を表になりますが、療養介護医療費・食事療養費、これが377万7,532円、それから自立支援医療の育成医療15万3,077円、そしてゼロ円ではありましたが自立支援医療の更生医療、この3つが合わさっての19節扶助費の療養介護医療給付費となっております。

今回は、成果報告書の中にもありますが更生医療の利用がなかったということと、それから育成医療につきましても予算よりも大分医療費が少なかったということで、実績として393万609円の実績となっております。令和4年度の当初予算におきましては756万円の予算を計上していたところでしたけれども、令和4年度におきましては、先ほども申し上げましたが更生医療の利用者もいなかったり、あとは育成医療につきましても大きな金額にならず、このような実績になったところでありまして、不用額といいますか、残額が大きくなっているところであります。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、昨日大友委員より質問のありました決算書144ページ、148ページの小中学校におけ

る19節扶助費の不用額についてであります。

予算の積算時におきまして、就学援助費につきましては人数のほうですが当該年度の対象者と、あとは小学校の新入学1年生につきましては、過去5年を平均の人数として積算しておりますし、また、特別支援教育就学奨励費につきましては特別支援学級へ就学する児童生徒数を見込んでいるところであります。

内容につきまして、まず就学援助費の学用品費等と給食費に係る分でございますが、小学校が45名、中学校が32名で見込んでおりました。また、入学準備金につきましては小学校を7名、中学校を6名ということで見込んでおります。

また、特別支援教育就学奨励費につきましては、小学校14名、中学校7名ということで、対象費目ごとに積算をして予算額を算出したというようなところがございます。

不用額の主な要因として考えられるのが、まず学用品等のうち校外活動費に充てる分ということで、小学校分で約6万円、修学旅行費で中学校で約15万円、オンライン学習費ということで小学校、約54万円、中学校で約38万円になります。

また、給食費に係る分ということで、小学校の分で約25万円、中学校で約7万円になります。医療費に係る分で小学校、約6万円、中学校のほうで約3万円の減額というようなところになります。

それで、認定者の数につきましては、学用品と給食費に係る分については小学校41名、中学校31名になります。入学準備金につきましては小学校6名、中学校8名。特別支援教育就学奨励費につきましては、小学校7名、中学校3名というような実績となりましたので、こちらにつきましては予算上の想定と実情に差異が生じて不用額が発生したというようなところあります。

以上でございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

本日の日程に入ります。

日程第1、認定第2号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

小原会計管理者。

会計管理者（小原真弓君）

それでは、認定第2号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算額は、収入済額7億5,055万3,565円で、昨年に比べ金額で1億359万1,491円、率で12.13%の減、支出済額は7億3,315万1,884円で、昨年に比べ金額で1億824万5,218円、率で12.86%の減になっております。

それでは、決算書の169ページ、170ページをお開きください。

令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入についてでございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明を申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 1 億3,854万7,200円、ゼロ円、874万4,951円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 5 万4,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金ゼロ円。

4 款県支出金、1 項県補助金 5 億3,643万5,237円。

5 款財産収入、1 項財産収入4,227円。

6 款繰入金5,755万8,381円、1 項他会計繰入金4,955万381円、2 項基金繰入金800万8,000円。

7 款繰越金、1 項繰越金1,274万7,954円。

8 款諸収入520万6,566円、1 項延滞金、加算金及び過料20万2,400円、2 項雑入500万4,166円。

歳入合計 7 億5,055万3,565円、ゼロ円、874万4,951円。

次に、歳出でございます。

171ページ、172ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明を申し上げます。

なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款総務費1,418万8,557円、1 項総務管理費1,309万7,054円、2 項徴税费103万7,303円、3 項運営協議会費 5 万4,200円。

2 款保険給付費 5 億2,627万1,543円、1 項療養諸費 4 億6,885万5,655円、2 項高額療養費 5,615万5,468円、3 項移送費ゼロ円、4 項出産育児諸費84万420円、5 項葬祭諸費42万円、6 項傷病手当金ゼロ円。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 億6,961万4,889円、1 項医療給付費分 1 億1,056万8,119円、2 項後期高齢者支援金等分4,521万6,208円、3 項介護納付金分1,383万562円。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金28円。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費1,877万2,030円。

6 款基金積立金、1 項基金積立金4,227円。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金430万610円。

8 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計 7 億3,315万1,884円、歳入歳出差引残額1,740万1,681円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

173ページから192ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言

願います。発言の際は決算書のページをお示し願います。

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

186ページ、2項1目一般被保険者高額療養費、この5,615万5,468円のうち町支出金というの
はあるのでしょうか。ナマミズで。要するに国とか県からの流れてくるものに対して。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

この財源で一般財源からの持ち出しはございません。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6番（三枚山光裕君）

保険者が減り、そういう点では保険料収入も減ることなのではございますけれども、今後の見通し
というかな、被保険者の推移というのはどういうふうにかえられているのか伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

被保険者の今後の推移でございますが、まずは令和4年度、令和3年度の比較をさせていただきますが、被保険者につきましては、令和4年は1,644人、令和3年は1,698人ということで54人の減と。世帯数からすると27世帯が減少していると。

今後この傾向につきましては、これから国民健康保険に加入されている方が、いわゆる団塊の世代の方々が後期に移られていくという部分もございまして、人口的にも減少している傾向でございまして、当然この被保険者数については減少していくというところですが、そのシミュレーションとして、では毎年どのぐらい減っていくかということにつきましては、被保険者数については大体50名ずつぐらい、やはり同じように減少していくというふうに今考えているところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

国保税の関係でございますけれども、国保税については令和5年度については約400万円程度減額ということで見越しております。令和4年度も同等の金額が減っていくというところで、こちらのほうは考えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6番（三枚山光裕君）

それでは、決算書の235、236ページ、基金の欄なのですけれども、国保の財政調整基金なのですけれども、決算年度末で2億200万円ちょっとということになっているのですけれども、動くわけですけれども、今現在幾らというふうになっているか、分かりましたらお願いいたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

現在のところ、800万8,000円を繰入れしておりますので、基金残高につきましては1億9,443万7,556円というふうな現在高になっております。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

以上で、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

日程第2、認定第3号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

小原会計管理者。

会計管理者（小原真弓君）

それでは、認定第3号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算額は、収入済額9,237万3,078円で、昨年に比べ金額で414万7,417円、率で4.70%の増、支出済額は9,109万8,737円で、昨年に比べ金額で362万6,217円、率で4.15%の増になっております。

それでは、決算書の195ページ、196ページをお開きください。

令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入についてでございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料6,783万1,000円、ゼロ円、21万2,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1万2,400円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,322万5,437円。

4 款繰越金、1 項繰越金75万3,141円。

5 款諸収入55万1,100円、1 項延滞金、加算金及び過料ゼロ円、2 項償還金及び還付加算金55万1,100円、3 項雑入ゼロ円。

歳入合計9,237万3,078円、ゼロ円、21万2,000円。

次に、歳出でございます。

197ページ、198ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明を申し上げます。

なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費337万8,741円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金8,771万9,996円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金ゼロ円。

4 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計9,109万8,737円、歳入歳出差引残額127万4,341円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

199ページから204ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願います。

（「なし」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

以上で令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

日程第3、認定第4号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

小原会計管理者。

会計管理者（小原真弓君）

それでは、認定第4号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算額は、収入済額9,331万4,722円で、昨年に比べ金額で2,159万2,633円、率で30.11%の増、支出済額は8,989万9,961円で、昨年に比べ金額で1,985万1,864円、率で28.34%の増になっております。

それでは、決算書の207ページ、208ページをお開きください。

令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入についてでございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明を申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款使用料、1 項施設使用料3,076万1,200円。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金5,620万円。

3 款繰越金、1 項繰越金167万3,992円。

4 款諸収入467万9,530円、1 項預金利子5円、2 項雑入467万9,525円。

歳入合計9,331万4,722円。

次に、歳出でございます。

決算書の209ページ、210ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明を申し上げます。なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費8,989万9,961円。

2 款諸支出金、1 項償還金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計8,989万9,961円、歳入歳出差引残額341万4,761円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

211ページから216ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願います。

3 番、猪岡委員。

3 番（猪岡須夫君）

歳入で212ページの1 款1 項1 目1 節使用料、入館料が予算額に対して81.9%、部屋使用料が同じく28.3%、バスタオル貸出し料が70.9%、1 人当たり単価、昨年ありましたね、報告で。今年はこの決算ではどうですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

1 人当たりの入館料という部分で見ますと、この入館者の人数からした場合のこの使用料の部分につきましては370円というふうに算出しております。なお、1 人当たりにかかる経費につきましては、参考で1,090円かかっているという状況でございます。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

1人当たり370円、経費としては1,090円かかっていると。これの改善のために何か考えましたか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、昨年度の支出の状況を考えていったときに、通年よりもボイラーの改修が約1,000万で、それ以外に光熱水費、燃料費、それがたしか800万円ぐらい。さらに委託料で200万と約2,000万円ぐらい増額したという経緯がございます。

そこで、現在何か努力しているかというふうなご質問でございますが、まず改善方法としては、キャンペーンにつきましては大分見直しをした部分と、キャンペーン金額につきましての割合を少し引き上げた。通常300円ぐらいのキャンペーンの金額を400円に引き上げた分での使用料についての改善は努力しているところでございます。

一方で、施設のほうで、サウナマットにつきましてもリースをして結構な金額かかっていますので、現時点ではいわゆるバスマットの利用ではなくて、お一人お一人が座れるマットを消耗品として購入しまして、それを利用しながら、それを再利用ということはないのですが、そういうものを使ってバスマットの利用料を減らしている部分もございます。

それから、温泉のほうでは、行かれた方は分かると思いますが電気を間引きして、利用者が少ない場合とは言いませんが、夕方についても電気を間引きしながら、そういった努力をして経費をなるべく削減できるような、そういう努力をしているところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

370円で1,090円、1,110円だとそれぐらいですか。これを電気代の節約、バスマットの節約などで積み上げることは大事だと思いますが、これからも財政調整基金から出ていくということですね。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今、バスマットの話とか、そういう努力をしているということをお伝えしたかったところでございますが、昨年度の入館料の推移を見ますと、委員もご承知のことと思いますが約300万円ほど入館料は増額していると。去年の入館者につきましても8,651人、11.72%、主要成果の報告にも記載しておりますが、そのぐらい。入館料につきましても10%を超える部分です。それを今年

度につきましては、さらにキャンペーンとかそういった部分で、いきなりキャンペーンを全てやめて当初の金額にするというのは、やっぱり福祉サービスの概念からも、なかなかそういったことにはいかないのです、ご理解をいただきながらキャンペーンとかポイントカードの廃止とか、そういった部分を努力しながら、何とか利用料、使用料の増加に向けて取り組んでいるという状況でございます。一概に繰入金の5,000万円、4,000万円を一気に解消するというのは、なかなか現時点では難しいところがありますが、まずはできることからそういった部分もご理解いただきながら、そういうふうな取り組みを進めさせていただいているというところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

収入済額の5,620万円の中に871万5,000円の入湯税全額が繰り入れられています。これは令和3年度の決算特別審査委員会の中で答えた答弁と違う処理をされているのですが、令和4年度からこのように改めるということなのでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

ご指摘の内容につきまして、岩手県の市町村課等にも紹介した中で、委員ご指摘のとおり特に限定的な目的で充当せずともよいということでしたので、今回からその辺は改めるというか、現実に沿ってそのように処理を行ったところでございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

ようやく、私がこうすべきではないかということで口酸っぱく言ってきたことが実現をしたわけなのですけれども、ここで1つ課題があるのですよね。それは何かといいますと、いわゆる871万5,000円の入湯税の中には約300万円の町内の他の温泉施設からの入湯税が繰り越されているのです。私がこの間主張してきたのは、目的税であるこの入湯税の用途について、特に健康福祉交流館の経営実態が非常に厳しいと。その大きな要素は様々な設備、ろ過設備とか浄化設備とか、そういうものを更新、修繕、ここが大きく財政に負担を強いているということから、最低限、健康福祉交流館で生み出された入湯税、例えば令和4年度決算でいえば571万5,000円。この入湯税額については全額健康福祉交流館の施設整備に使うべきではないかと、こういうふうに訴えてきましたが、今回そうならない。

そこで何が心配されるかというのは、いわゆる町内の他の温泉施設から出ている300万円、これまでは一関の衛生組合に全額行っていたわけなのですけれども、今回は健康福祉交流館に全額入っちゃったということなのですけれども、そうすると町内の他の温泉施設の皆さんは、入湯税というのは観光施設やら観光振興へも充当できると、そういう用途があるわけですね。そうする

と、やっぱり健康福祉交流館以外の温泉施設の皆さんは、平泉に来てもらえる観光客の誘致に使ってほしいとか、あるいは宣伝に使ってほしいとか、様々なそういう思いが今年の決算の300万円の中にはあると思うのですよ。したがって次年度以降、そうした町内の他の温泉施設から出てくる入湯税の扱いについては、やっぱり他の町内の温泉施設の皆さんに何らかの形で還元できるような、そういう使い道というのを模索すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、前段におっしゃられたとおり、他の温泉施設との公平性といいますか、そういったことに当然配慮すべきであるということで、これまで限定的に慎重にそのような取扱いを行ってまいりましたが、最終的には観光客が増えれば、結果的にその温泉施設もそういう恩恵は得られるというような、そういうような大きな解釈というよりは、むしろそういう当事者といいますか、そういう施設の関係者の声も伺いながら、どのような税の使い方、これらの参考にしていくというようなことは必要であろうというふうに思いますが、その辺は今ここでこうであるということは申し上げられませんので、今後、研究といいますか、そういった形で取り組んでまいりたいというふうに思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

以上で、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

日程第4、認定第5号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計管理者の説明を求めます。

小原会計管理者。

会計管理者（小原真弓君）

それでは、認定第5号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算額は、収入済額6,260万3,453円で、昨年に比べ金額で2,106万6,716円、率で50.72%の増、支出済額は5,657万6,352円で、昨年に比べ金額で2,000万6,298円、率で54.71%の増になっております。

それでは、決算書の219ページ、220ページをお開きください。

令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入についてでございます。

収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明を申し上げます。なお、不納欠損額及び収入未済額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料5,752万750円。

2 款財産収入、1 項財産運用収入2,401円。

3 款繰越金、1 項繰越金496万6,683円。

4 款諸収入11万3,619円、1 項預金利子 9 円、2 項雑入11万3,610円。

歳入合計6,260万3,453円。

次に、歳出でございます。

決算書の221ページ、222ページをお開きください。

支出済額、翌年度繰越額の順に読み上げ、款項同額の場合は項の額でご説明を申し上げます。なお、翌年度繰越額がゼロ円の場合は読み上げを省略させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費5,397万6,352円。

2 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

3 款繰出金、1 項繰出金260万円。

歳出合計5,657万6,352円、歳入歳出差引残額602万7,101円。

以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

223ページから228ページまでの歳入歳出決算事項別明細書の歳入歳出について一括してご発言願います。

8 番、高橋委員。

8 番（高橋伸二君）

主要成果報告書を見ますと、駐車場の収入がコロナ禍前の令和元年度と比較して9割ほどに回復したと、このように書いてあります。もちろん金額も2,200万円ほど増えているわけですが、しかし決算額は5,752万ですね。コロナ禍以前の令和元年度あるいは平成30年度に比較をしますと大幅な減額収入なのです。その背景は何があるというふうに見ているのでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

令和3年度と比較しますと、先ほど説明したとおり大幅に増加しているところでございます。令和元年度の駐車場の収入でございますけれども、令和元年が6,515万2,450円で、令和4年度が5,752万750円ということで、主要成果報告書には9割ほどに回復したというふうに記載をしておりますけれども、約1割、コロナ禍前よりも減額となっておりますが、例えば令和5年度を見て

みますと、さらに1割ぐらい今現在、令和5年度を見ても増加しております。これにつきましては観光客の入り込み等々でまだ伸びているというようなところでありますので、やはりまだ令和4年度もコロナの影響があつて1割ぐらい、コロナ禍前の令和元年度と比較して減少しているということでありますけれども、今後、令和5年度の上半期も大分伸びてきておりますので、コロナ禍前の令和元年度と同等の数字になるものというふうに見込んでおられるところでございます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

それ以外に収入減になった理由は思い当たりませんか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

大きな部分はそのコロナでの観光客の減少というふうに思っております。あと歳出のほうもまだ分析はしておりませんが、その辺の関係もあつて、歳入歳出の決算に出ているのかなというふうに思っております。大きなところはその歳入につきましては、コロナ禍での入り込みの減少というふうに捉えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

詳しくは、そういう答弁をされるのであれば総括質疑の中で掘り下げてみたいというふうに思いますが、既に令和5年度も1割も入り込み数が増えていると、こういうことは言われましたけれども、令和4年度も90%を超える現実があつたのではないですか。私はそのように見ているのです。つまりこの駐車場の運営管理に当たっての課題が今回露呈をしたと。それは何かというとシルバー人材センターに委託契約をしている内容、ここにいわゆる甲側と言われる町の瑕疵が発生をしているということを指摘をしておきたいと思っております。あとは総括でやります。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

以上で、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。暫時休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

再開いたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

日程第5、認定第6号、令和4年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。
担当課長の説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

それでは、決算書242ページをお開きください。

認定第6号、令和4年度平泉町下水道事業会計決算の認定について説明をさせていただきます。
初めに、令和4年度における下水道事業の概要についてご説明いたします。

259ページをお開きください。

令和4年度平泉町下水道事業報告書。

1、概況（1）総括事項。

事業経営の状況ですが、水洗化人口は2,899人で前年度比27人、0.9%の減、処理区域内人口に対する水洗化率は81.1%で、前年度比1.6%の増となりました。

有収水量は、公共下水道が前年度比0.5%の増、農業集落排水は2.6%の減となり、全体では34万9,676立方メートルで、前年度比0%、52立方メートルの減となっています。この結果、収益的収入及び支出において、収入総額は2億7,517万8,897円、税込み額2億8,121万469円、支出総額は2億6,631万638円、税込み額2億7,135万6,201円となり、当年度純利益は886万8,259円となりました。

次に、建設改良事業の状況ですが、公共下水道事業において公共柵新設工事2か所、増設工事1か所、地盤高の変更に伴う設置工事1か所を行いました。

（2）経営指標に関する事項。

令和4年度決算における経営成績について、経営の健全化を示す経常収支費比率は、公共下水道で103.02%、農業集落排水で104.62%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、経費回収率は公共下水道で73.58%、農業集落排水で89.53%となり、使用料で回収すべき経費を賄っていない状況となっております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、公共下水道で9.26%、農業集落排水で11.62%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、公共下水道及び農業集落排水で0%となっております。これは、いまだ更新需要のピークを迎えていないためであり、将来の更新需要に備え、健全経営に努めながら計画的な施設更新を行ってまいります。

次に、決算の状況について説明いたします。

245ページにお戻りください。

令和4年度平泉町下水道事業会計決算報告書。

初めに、収益的収入及び支出を決算額でご説明します。

収入。

第1款下水道事業収益2億8,121万469円、第1項営業収益6,635万3,694円、第2項営業外収益2億1,485万6,775円、第3項特別利益ゼロ円。

支出。

第1款下水道事業費用2億7,135万6,201円、第1項営業費用2億4,027万3,944円、第2項営業外費用3,107万1,356円、第3項特別損失1万901円、第4項予備費ゼロ円。

次に、247ページをお開きください。

資本的収入及び支出を決算額でご説明します。

収入。

第1款下水道事業資本的収入1億2,408万7,600円、第1項企業債5,620万円、第2項分担金及び負担金428万7,600円、第3項他会計出資金6,315万5,000円、第4項基金繰入金44万5,000円。

支出。

第1款下水道事業資本的支出2億1,145万7,067円、第1項建設改良費893万1,000円、第2項企業債償還金2億252万5,988円、第3項投資79円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,736万9,467円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72万5,909円、過年度分損益勘定留保資金2,423万1,062円、当年度分損益勘定留保資金6,241万2,496円で補填したところです。

次に、250ページをお開きください。

令和4年度平泉町下水道事業損益計算書。

1 営業収益6,032万5,240円、2 営業費用2億3,451万7,820円、営業損失1億7,419万2,580円、3 営業外収益2億1,485万3,657円、4 営業外費用3,178万2,908円、経常利益887万8,169円、5 特別利益ゼロ円、6 特別損失9,910円。

当年度純利益886万8,259円、前年度繰越利益剰余金1,547万4,084円、その他未処分利益剰余金変動額ゼロ円、当年度未処分利益剰余金2,434万2,343円。

次に、251ページをお開きください。

令和4年度平泉町下水道事業剰余金計算書。

上段の表の項目とその表の下段の当年度末残高についてご説明します。

まず、資本金ですが、当年度末残額が2億8,056万2,254円。

次に、右に移りまして、剰余金の中の資本剰余金についてご説明します。

受贈財産評価額29万1,720円、補助金643万6,387円、工事負担金ゼロ円、その他資本剰余金ゼロ円、資本剰余金合計672万8,107円。

次に、利益剰余金についてご説明します。

減災積立金の当年度末残高ゼロ円、利益積立金ゼロ円、建設改良積立金ゼロ円、未処分利益剰余金2,434万2,343円、利益剰余金合計2,434万2,343円、資本合計3億1,163万2,704円。

次に、253ページをお開きください。

令和4年度平泉町下水道事業貸借対照表。

資産の部。

1 固定資産46億8,554万4,766円、2 流動資産5,426万513円、資産合計47億3,980万5,279円。

254ページに移ります。

負債の部。

3 固定負債18億9,596万64円、4 流動負債2億479万8,735円、5 繰延収益23億2,741万3,776円、負債合計44億2,817万2,575円。

資本の部。

6 資本金2億8,056万2,254円、7 剰余金3,107万450円、資本合計3億1,163万2,704円、負債資本合計47億3,980万5,279円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

245ページから280ページまで一括してご発言願います。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

以上で、令和4年度平泉町下水道事業会計決算についての質疑を終わります。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

日程第6、認定第7号、令和4年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

それでは、決算書282ページをお開きください。

認定第7号、令和4年度平泉町水道事業会計決算の認定について説明させていただきます。

初めに、令和4年度における水道事業の概要について説明いたします。

298ページをお開きください。

令和4年度平泉町水道事業報告書。

1、概況 (1) 総括事項。

令和4年度水道事業運営に当たっては、安全安心な水道水の安定供給を念頭に置き、経済性・効率性を図るため、創設から半世紀が経過する施設の維持管理、改修及び配水管の耐震化等に努めました。

業務の状況ですが、給水総戸数3,001戸、給水人口7,490人で、計画給水人口1万680人に対する給水率は70.13%となり、給水区域内人口に対する普及率は96.76%となりました。

年間総配水量は92万5,191立方メートルとなり、前年度より2万1,330立方メートルの減、有収水量は72万1,380立方メートルで、前年度比5,273立方メートルの減となっております。有収率は77.97%で、前年度比1.2%の増となっております。

鉛管更新事業として鉛製給水管の布設替えを計画的に実施するとともに、漏水防止対策として漏水調査や夜間の流量測定を継続して実施することにより、漏水箇所を早期に発見しております。今後とも継続して漏水防止対策を実施してまいります。

次に、工事の状況ですが、浄配水施設・設備については、平泉浄水場原水ポンプほか更新工事、長島浄水場水処理設備更新工事等を実施しました。配水管等の整備については、町道中尊寺線配水管布設替工事、一般県道薄衣舞川線配水管布設替工事等を行い、安全安心な施設管理に努めたところであります。

299ページをお開きください。

(2) 経営指標に関する事項。

令和4年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は104.02%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。また、料金回収率は84.17%となり、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われている状況であります。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産償却率は37.79%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は34.81%と、施設の老朽化が進んでいるのに対して、今年度更新した管路延長の割合を示す管路更新率は1.47%となっております。今後も健全経営に努めながら計画的な更新を実施してまいります。

次に、決算の状況について説明いたします。

285ページにお戻りください。

令和4年度平泉町水道事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出を決算額でご説明します。

収入。

第1款水道事業収益1億7,264万8,689円、第1項営業収益1億4,801万3,291円、第2項営業外収益2,463万5,398円、第3項特別利益ゼロ円。

第2款簡易水道事業収益1億2,677万1,271円、第1項営業収益6,528万9,638円、第2項営業外収益6,148万1,633円、第3項特別利益ゼロ円。

収入合計2億9,941万9,960円。

支出。

第1款水道事業費用1億5,810万5,887円、第1項営業費用1億4,494万5,448円、第2項営業外費用1,316万439円、第3項特別損失ゼロ円、第4項予備費ゼロ円。

第2款簡易水道事業費用1億1,731万1,488円、第1項営業費用1億963万6,686円、第2項営業外費用767万4,802円、第3項特別損失ゼロ円、第4項予備費ゼロ円。

支出合計2億7,541万7,375円。

次に、287ページをお開きください。

資本的収入及び支出を決算額でご説明します。

収入。

第1款水道事業資本的収入1億4,079万5,377円、第1項企業債1億620万円、第2項負担金772万2,000円、第3項出資金2,687万3,377円。

第2款簡易水道事業資本的収入1億2,440万8,544円、第1項企業債4,880万円、第2項負担金7,560万8,544円。

収入合計2億6,520万3,921円。

支出。

第1款水道事業資本的支出2億202万2,920円、第1項建設改良費1億4,192万5,422円、第2項営業設備費127万6,630円、第3項企業債償還金5,882万868円。

第2款簡易水道事業資本的支出1億6,595万663円、第1項建設改良費1億2,894万5,156円、第2項営業設備費2万3,670円、第3項企業債償還金3,698万1,837円。

支出合計3億6,797万3,583円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億276万9,662円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,436万9,168円及び過年度分損益勘定留保資金7,840万494円で補填したところであります。

次に、290ページをお開きください。

令和4年度平泉町水道事業損益計算書。

1 営業収益1億9,403万1,137円、2 営業費用2億4,663万5,671円、営業損失5,260万4,534円、3 営業外収益8,576万5,382円、4 営業外費用2,234万1,222円、営業外利益6,342万4,160円、経常利益1,081万9,626円、5 特別利益ゼロ円、6 特別損失ゼロ円。

当年度純利益1,081万9,626円、前年度繰越利益剰余金414万6,124円、当年度末処分利益剰余金1,496万5,750円。

次に、291ページをお開きください。

令和4年度平泉町水道事業剰余金計算書。

上段の表の項目とその表の下段の当年度末残高についてご説明します。

まず、資本金ですが、当年度末残額が4億731万3,939円。

次に、右に移りまして、剰余金の中の資本剰余金について説明します。

受贈財産評価額3,719円、補助金ゼロ円、工事負担金1,316万9,991円、その他資本剰余金ゼロ円、資本剰余金合計1,317万3,710円。

次に、利益剰余金についてご説明します。

減災積立金の当年度末残高8,337万円、利益積立金1,503万8,121円、建設改良積立金8,500万円、未処分利益剰余金1,496万5,750円、利益剰余金合計1億9,837万3,871円、資本合計6億1,886万1,520円。

次に、293ページをお開きください。

令和4年度平泉町水道事業貸借対照表。

資産の部。

1 固定資産30億3,908万6,085円、2 流動資産 4 億2,059万1,367円、3 繰延資産ゼロ円、資産合計34億5,967万7,452円。

次に、294ページに移ります。

負債の部。

4 固定負債17億6,335万2,017円、5 流動負債 1 億268万9,609円、6 繰延収益 9 億7,477万4,306円、負債合計28億4,081万5,932円。

次に、資本の部。

7 資本金 4 億731万3,939円、8 剰余金 2 億1,154万7,581円、資本合計 6 億1,886万1,520円、負債資本合計34億5,967万7,452円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

一部訂正させていただきます。

290ページ、一番下段にあります当年度未処分利益剰余金のところを、当年度末と説明しましたが、当年度未処分利益剰余金に訂正させていただきたいと思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

285ページから324ページまで一括してご発言願います。

3 番、猪岡委員。

3 番（猪岡須夫君）

数字ではございません。安全安心な施設管理を日々行っていると。先日、21区で突然の断水がございました。防災無線で地域別に情報を伝達ということはできないのでしょうか。町に電話する方たちは分かっているのだと思うのです、断水していますよって。でも、ゆかしい人たちは近所に電話をよこすということなのですよ。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

行政区ごとに情報の発信は可能でございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3 番、猪岡委員。

3 番（猪岡須夫君）

そういうことが可能であれば、最低限、当該の利用地域の方たちには情報を伝えていただいて、使えないということ、または復旧したということくらいは情報を伝えていただきたいと思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

その件については、大変利用者に対してご不便をおかけしたと思っております。今後注意を払い対応してまいりたいと思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

2番、稲葉委員。

2番（稲葉正君）

301ページの給水人口について当年度7,490人とあります。前年度は153人の減、今年度は254人の減となっています。給水人口によって使用料金の値上げということはあるのでしょうか、伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

給水人口が減少するという事は、料金収入の減少になるということにつながろうかと思えます。やはり収入が不足してくるということは健全な経営が厳しくなる。また、今後、管路の更新等を考えますと非常に厳しい経営が求められているところであります。

ただ、料金改定する、料金アップするということは、当然ながら利用者に対して負担もかけるということになりますので、その社会情勢や町の財政状況等を考慮しながら十分に検討する必要はあると考えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

2番、稲葉委員。

2番（稲葉正君）

その人口減少に対しての時期的な計画というか、めどみたいなものはあるのでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

人口減少に伴いまして給水人口の減少、そして、それがどの程度収入に影響するかということはお求めしておりません。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

2番、稲葉委員。

2番（稲葉正君）

そういうことは、今のところ料金関係については人口減少をまだ考慮すべき時期ではないということでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

料金改定につきましては検討する必要があると考えておりますが、検討が始まったという状態ではなく、いつ改定するという時期も決まっておられません。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

9番、佐藤委員。

9番（佐藤孝悟君）

数字には関係ございませんが、鉛製給水管の更新が7年目を経過したということで、あと、10年計画ですから3年になりますけれども、その後の計画の中でどの程度の資金が必要であるか、お伺いしたいと思います。それと、毎年毎年どこか漏水しているわけではありますが、これは毎年どのくらいの損失を被っているのか、お伺いしたいと思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

鉛管の更新につきましては10年間計画で進めており、7年目で、ほぼ7割を終えている状況です。10年で終わられるものと考えております。

また、漏水工事につきましては金額等ということによろしいですかね。漏水工事につきましては、令和4年度で760万円ほど費用がかかっております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

9番、佐藤委員。

9番（佐藤孝悟君）

漏水の関係は全国的にはどうなのですか、平泉町は少ないほうですか、多いほうなのでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

漏水の原因となるといいますか、漏水が多く発生した管種というのが塩ビ管、または鉛管ですので、それらの更新というのが大分進んできております。ですので漏水というのが今後少なくなってくるのかなとは考えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

以上で、令和4年度平泉町水道事業会計決算についての質疑を終わります。

暫時休憩します。

その場で休憩願います。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午前 11 時 57 分

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

再開します。

参与の石川農業委員会の会長の出席をいただいていますので報告します。

これから総括質疑を行います。

令和4年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の全般にわたってご発言願います。

（発言する声なし）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

再開いたします。

総括質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡委員。

3 番（猪岡須夫君）

3点について伺いたいと思います。

まず1つ目は、長島中央クリーンセンターの防災対策について、2つ目に、55歳を超える職員の昇給停止について、3つ目には、悠久の湯についての質問を行いたいと思います。

まず、1つです。先日の大雨で予想を超えた沢水が出たと。3度目であると。あれが設備の上を走った場合には地下タンクが満水になる可能性があるというふうに管理業者さんに伺いました。その場合には汚水排水路の下から順番に上がってくる。または、一生懸命汚水を抜かなきゃならない、雨水タンクから抜かなきゃならない。

たまたま私も写真を撮ったからなのですけれども、施設への水の侵入が上流の田んぼから平均して落ちている。あれが木が引っかけたりごみだったり起きれば、多分水路ができて水の圧力が違ってくる。ぜひ可能性、リスクの検討を至急にしていただきたいと思いますのでけれども、見解を伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

一般質問でもお答えしたとおり、水利計算等をし、どの程度の構造のものが必要なのか確認した上で安全対策は取っていきたいと考えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

ということは、きちんと検証して対応しますということによろしいですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

まずは検証させていただきたいと考えております。その上での対策となろうかと思えます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

1つ目の質問については十分に満足できるとしたいと思えます。

2つ目でございます。55歳を超える職員の昇給停止について。

平成24年の人事院勧告、これで昇給抑制を実施せよとしたのですけれども、政府は1年先延ばしにして、平成25年1月1日からではなく平成26年1月1日から昇給抑制の実施をしたと。それについて総務省行政給与第1号（平成25年1月28日）平成24年、法律第2号に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずることを要請しますとある。しかし、この近年の予算書には2号俸昇給がございます、この町においては。これをどういうふうにかけているか見解を伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

一般質問でこの件につきましては答弁を申し上げたわけですが、いずれ給与決定の原則が人事院勧告と同じものを町のほうで実施、給与体系も違いますし地域性ということもありますから、国家公務員と地方公務員ということもございますので、ですので人事院勧告と、それから岩手県の人事院勧告が勧告した内容を精査して、まずは労使協議を行うということでの給与改定案の作成、そしてそれを議員の皆様にご覧いただきというこの基本的な流れの中で、過去において、私がここに交渉に入っているわけではないのですけれども、そのような原則の中で議決をいただいて通ってきております。平泉町では55歳の昇給停止は行っていませんが抑制は行っています。引き続き停止という部分に関しては、これからその情勢適用といえますか、岩手県下の市町村等の動向を踏まえながら検討していくということは、ここで回答を申し上げます。

人事院勧告の通知があったからといって、すぐ実施するものではございません。この内容につきましては、その都度、国あるいは県の情報につきましては町長、副町長に伝えて、最終的に町長が労働組合側に提示して、その辺の毎年度の給与改定の内容について部分的に交渉を行って決

定した事項でもございますので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

理解できないから言っているのですよ。平成26年1月1日実施で、総務省は各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずることを要請します。同じものを読んでいるはずで、課長さんは。労使の関係もその資料の中にはありましたよ。その上で詳細な説明は欠けておりましたとおっしゃいました。詳細な説明を受けていない。でも決裁はしている。

平成24年度の人勧は、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減。縮減と昇給停止別にしてありますよ。資料を渡しましたよ。皆さんも見れる。その上で8号俸の特別昇給ありますね。昇任前に昇給をして昇任して新しい6級とか5級とかになる。そうすると昇任前の特別昇給、それより下がることはないでしょう、号俸表で。別表1。国の国家公務員の別表1も6級まではみんな同じなのです。でもキャリアは6級から始まる。だから縮減するのだ。23、24歳で一関の警察署に来るのだ。もう管理者、責任者。だから6級。国と町は全然違う。スタートが違うのだから。でも、それを支える1級、2級、3級、4級、これの定期昇給は4号でいい。普通の勤務で。でも、高位の昇任は縮減しなさい。そして、55歳を超えた職員は普通の標準の成績にあっては昇給停止。特に顕著な勤務成績を上げた者が2号俸上がる。人事評価始まれば1号か3号、どっちかでしょうけれどもね。そういうことなの。それを皆さん、知らないのですか。それ、労使の間で協議されていないのですか。私はそれこそ聞きたい。

9年間、10年間放っておいたの。期末手当とか勤勉手当とか、そういうのはいいの。でも、全体の財源が厳しいから総人件費を縮減する方向に国は向かうよと言っている。そして、その中で今年の8月7日の人事院の勧告報告は、若い人たちの初任給をばつくり上げるよと、そういう勧告をした。その中で総人件費をどうするの話になったときに、当然のようにやっているでしょうという縮減と昇給停止、階段の高さ、違いますよ、若い人たちと高齢層は。それでも縮減したり昇給停止したりして総人件費を落とすしなさい、抑制しなさい。もうやっているとおっしゃった。でも2号俸、ちゃんとやっているじゃん、上げているじゃん、何年にもわたって。どうですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まず、考え方の違いがございましたけれども、詳細な説明というお話は、個別に国とか県から具体的にこのようにしてくださいというようなものが、わざわざ説明をするようなそういう場面はないということで、あくまでも国ではこういう対応を行いますので、市町村もそれに従うようにという今おっしゃられたとおりでございます。

しかしながら、独自に平泉町の中で給与を決定していくわけですから、先ほどの55歳の昇給停止という話につきましても、何も管理職になる、ならないにかかわらず、組合でも、その55歳昇

給停止の件については毎回協議を行っているわけですし、定年延長制度の条例を改正する際にも、この件について協議を行ったところでありまして、昇給停止は行わないということでございました。抑制に関しましても、従来であれば4号の毎年の昇給がございますけれども、そこを2号にするということでの合意を得て今まで運用してきているわけでございますので、その2号に抑制しているということが、縮減と抑制とまた別だというふうにはおっしゃるかもしれませんが、そこを踏まえてそのような対応を行っているということでございます。

なお、国家公務員の俸給、月額給与と地方公務員の給与を比較するラスパイレス指数というものがございますけれども、その人事給与のことについては情報を公開しておりまして、平泉町直近の数値で申し上げたいというふうに思いますけれども、国家公務員を100とした場合の平泉町が令和2年度が98.4、令和3年度が98.0、令和4年度が97.6ということでございます。岩手県内の市町村で100を超えるところがございませんが、岩手県においては令和4年度は99.6というふうなことで、これが給与水準を比較できるというものの一つというふうに認識はしておりまして、これもホームページのほうに公開しておりますので、その中でしっかりと情報公開と説明責任を果たしながら、なおかつ給与に見合った仕事をするというところの意識を職員で強く持って取り組むということがございます。

ですので、給与決定の仕組みということに関しては、これからも変わることはございませんので、ただ、先ほど申し上げたとおり、情勢についてやはり毎回詳しく分析とか情報を把握しながら、組合側に提案すべきところはしっかりと提案し、給与の適正化ということに関しては、改善すべきところは改善措置を図ってまいりたいというふうに思いますので、そういうふうに申し上げておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

技能職違うのだよね。分かっていらっしゃる。年齢いっても別の線路を走っている人もいらっしゃるのですよ。でも、一般職は平成26年1月1日からそういうルールに乗ってくださいと言っている。平成25年が2013年、平成26年1月1日が2014年1月1日なのです。もう9年なのです。当然、高齢の方たちの退職があるから当然のように下がる、その割合がどんと減るから99、100割るわ、それは確かです。でも、平成24年とかの数字でいくと、平泉町は2番目、県内でだったはず。それが順番に高齢層の厚い幅が減っていくから、そうやって落ちている。令和2年の話でいったらば、一関市より高いのではないかと私は思う。ほかの自治体から優秀な方が平泉町に集まるのは当たり前。それはありがたい。でも、2号俸昇給、特別昇給ですよ、これ。特に優秀な成績を収め、顕著な成績を収め、それが2号俸。7人もいる。

もう一つ、職員の能力、実績のより正確な処遇への反映だ、これこそ組合の方たちに認めていただける中身でしょう。実績をきちんと把握してくださいと、把握しますよと。8号俸昇給ってそういうことでしょうか、特別昇給、違いますか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今おっしゃられたのは人事評価に基づく、つまり人事評価の結果を給与へ反映するということの趣旨かと思えますけれども、一般質問の中でご回答申し上げましたけれども、現在、その人事評価への移行に向けて取り組んでいるということは申し上げました。それで、しっかりと現在も根拠なき昇給昇格を行っているわけではなくて、現在は勤務評定のような形を取って個別に昇給者の方の必要な研修の受講状況、その後の業務の遂行能力の発揮の状況、そういったことを勘案して町長が最終的に決定しているということでございますので、しっかりとその辺の改善の取り組みは情勢を的確に把握しながら対応してまいりたいというふうにお答えいたします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

では、伺います。2号俸昇給をやっているの、どれだけあるのですか。恐らくほとんどない。だってラスパイレス指数見ていると下がっているのですよ、全体の。たくさん出ている、情報は。そして、吸い上げられてもいる。だから国は職員の任用は職員の人事評価そのほかの能力の実証に基づき、人事評価でなくてもいいと言っている。能力の実証に基づきすると。

後ろでため息つかれますので、そろそろやめますけれども、でも知らなかったで済まないのですよ。勤務時間のときも知らなかったで済ませた。ごめんなさい言わなかった。決裁は町長。そういうことなのです。町民のために皆さんは存在している。町民一人一人のために奉仕する立場。いや、国のことなんか知らないというなら、そのとおりでいいです。でも、度々鑑み、鑑み、鑑みと言う。鑑みなんて言わなくていいのですよ、だったら。元ですよ、元。皆さんの給与の元ですよ。

今日、高額医療費、ナマミズないと言われて私も安心したのです。でも総額の財源が非常に厳しい状況だよと言われてる。だから一般質問で財源困難時と質問した。

このままの話でいったら確実に町の評価がいっぱい下がる。国からの評価ですからいいのかもしれないけれども、県からの評価、多分、県側は分かっているのです。分かっているけれども気づけやと言っているのです。いつまで続けるのだべなど。非常に簡便な言葉になってしまってますみません。ですから、これは当然のように労使の間できちんと協議されるべき話であります。それとも目つぶってきたのでしょうか。人事院勧告の勧告と報告は普通に公開されています。誰でも見られます。この8月7日の人事院勧告報告は若手の職員の給与の大幅アップです。でも上位はそのままですよ、別表1。

ただ、昇任するとき、2級から3級に上がるときに2級のままで8号上げて3級。3級へいつ上がっているのですよね、号給表ではね。しょうがないのは分かっています。分かっているけれども2号俸を無視しているということです。どこかで気づいたはずですよ。それとも指摘されないと勤務時間のときと同じですか。町民は給料高いと言っているの。それを言うために私はここに来ている。

では、3つ目、健康福祉交流館悠久の湯。

年取ったり取らなかつたりしても、病気になったりいろんなことが起きます。国保にも後期高齢者保険にも今や世話になっている。病気には金がかかる、時間もかかる。どこかで節約しないと次の世代の先輩方の世代の満足度が落ちると。今と将来、町の福祉にかける資金が町民の意思に反して減っている。見回すと、どこを節約するのやという話になる。だから人件費の話出てくる。

誰もが赤字なのだべと言う。町は赤字という言葉は予算決算には出てこない、不適切なこと。健康福祉交流館にかける金をどうする、4億出ている。人に任せる、売り払う、それができないなら、かける経費を福祉目的のために下げる。例えばです、営業時間を土日祝日は今までどおり。娯楽ではなく体を癒やす。町外の日中利用の娯楽の方々には申し訳ないですけども、平日は16時か17時からとして営業時間短縮して、体を癒やす、農作業を終えて銭湯代わり、食堂代わり、酒場代わりで、町内は3時間の利用の中でお迎えバスを走らせる、夕方に。7時半頃に帰りのバスを走らせる。入館料は値引きしない。夜定食をちゃんと食べて一杯飲んで帰る。80歳以上は入館料を無料にする。

でも、バスは相変わらず赤字です。どんなに乗せても座らせないといけないから、コミュニティバスはどんなことをやっても絶対に赤字です。それは分かっている。でも、悠久の湯の営業時間を夕方だけにすると、今日、バス走るから稲刈りやめて風呂さ行くべとか、今日は悠久の湯へ行って夜定食食って一杯飲んで帰ってくっぺとかあるかもしれない。働いている人たちは9時までの勤務だったならば9時までの勤務で1本で、日中こっちの役場で稼いでもらうとか、または3時半とかまでほかで稼いでもらうとか、いろいろあるでしょう。いろんなところで働ける。もっと飲み続けたいときには、普通にこれまでどおりタクシーさん使えばいい。タクシーさんたちも何も文句ないでしょう、こういう使い方されるなら。いかがでしょうか、見解を伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

様々なご意見をいただきましたが、まず1点、お話をさせていただきたいのは、国保と後期につきましては全く一般財源を入れていないわけではないのです。法定内繰入で国・県からこの医療に関して必要な部分は市町村で負担している分があります。これは法的なルールです。ですので医療関係につきましては、全く皆さんの保険税だけでやられているものではない。当然保険税を頂きながら、その上でこれは基本的に共助という考え方の中でやられているものだということを先にお話しさせていただきたいと思います。

しからば、この温泉でございますが、温泉の目的につきましては委員もご承知かと思いますが、健康福祉の増進を図りながら人々の交流による地域の活性化を図っていかうというような趣旨でこの温泉が今経営されております。今、再三の話、いわゆる利用料だけをもって経営するというのは非常に厳しいとは思いますが、この温泉に来られる方々は、ただお風呂に入りに来ているのではなくて、この中でいろんな人と交流をしたり、もしくは家庭の事情で温泉を利用させていた

だきたい、そういうような事情もございます。そういったことを踏まえれば、収支がゼロになれば本当に安定的な健全な運営になるし、一般会計からの繰入金が増えれば増えるほど財政を逼迫しているのも、それはこちらとしても十分認識しております。しかしながら、なぜ観光ではなくて福祉という部分でこの温泉が経営されているかということ、まずご理解いただきたい。その上で、今のような様々な施策をやっぴり展開して、皆さんに対するサービスの低下にもつながらない、さらには健全に運営できるような方法を、いきなりはできませんが少しずつ改善できるものは改善しながら、利用者の利用においても、あまりにも不便をかけないように、そして満足度が下がらないような、そういう取り組みをしていくべきだということで、今毎年いろいろな改善策を講じながらやっているという大きな考えで今進めているところでございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

ですから、4億円使っているよという話。昨年は5,620万円でしたっけ、ボイラー1,000万円超えの修繕ね。だから、こいつ減らせやと言っているの。全部なくせと言っていない。売っ払え、買う人いるか、半額で運営やるやついるか、そういう世界でしょう。でも利用者を当然のように町内の方たち最優先にしてやっていくんならどうだと言ったらば、今言ったように16時、17時から8時半とかね、それで十分ではない。銭湯でいいのよ。銭湯でいいと言っちゃいけないかな。でも、毎日ご利用の方たちはそういう感じだと思います。ここで、だから3分の1とかの人件費をほかの目的に散らせば違うじゃん。そいつ1本にして、あのがらがらの大広間、土日祝日以外はがらがらの大広間、電気代だっけかかります。そういうことですよ。でも、何かしら企画するのなら、どうやって削るか、そういう企画が絶対必要。だって、エピカに5,500万円かかる、悠久の湯に3,000万円かかる、財政調整基金どうなるのという心配をする、高額医療費、町からもやっぴり出ていますといった、だから、何か抜本的なというか、向かっている企画を示してくださいと言っているの。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、繰入金について詳しくお話しさせていただきます。

4億円というお話の繰入金でございますが、23年間で今年度3,900万円入れて4億円と。過去に年度当初初めにつきましては1,700万円の繰り出しをしていると。その差額を考えると1年間当たり、23年間の経営で1,668万円の繰入れになります。これが毎年10万人来ると1人にかかる経費は166円と。その部分を公費で負担しているというような現状であります。

4億という数字は非常に大きい。合計的に大きく見えますが、単年度で考えていったときに、この福祉という部分を考えれば、1人に対して利用料のほかに166円というふうな部分を支援して利用していただいている。一方で確かに効率的な話で、お客さんが来なければ閉めたほうがいいのではないかというご意見などもあったかと思いますが、福祉というのは1人でも2人でもと

言いませんが、費用対効果も確かに求められるところはあるかもしれませんが、温泉があることによって非常に例えば高齢者の方々にしても居場所づくりになっていると。そういうことをやっぱり鑑みたときに、そのような経営を改善する手段の一つとしてはあると思いますが、今すぐ効率的な部分だけで切捨てるような方法は現時点ではまだ考えられませんので、いただいたご意見については精査することは必要だとは思いますが、現状では、まずは利用者を増やしていく、そのような方向で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

昨年の報告では、利用者が増えても、それに伴って経費もかかると、損益分岐点はずっと上にあると。だから、1人当たりの単価を上げる。少なくとも500円は500円でやれやと、そういう報告書ではなかったですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

現状のままの経営の方針でやれば、370円の単価でやれば、それこそ何十万人と、たしか35万人ぐらい利用しなきゃできない。現状の9万人ぐらいの利用者を考えた場合には、消費単価については750円ぐらいが想定できると。ですので利用料についてはそのとおりですが、報告書でもあるとおり、利用料の値上げだけではなくて、食堂単価がもともと44円だという令和3年度の実績があるので、食堂の利用を含めた消費単価を上げていくべきだというような報告書の内容でございました。

ですので、このままいけばそのとおりではございますが、そういう消費単価を求めるための方策を、例えば食堂の改善、今考えているのは食堂の利用と、それから入浴料のセット販売をしようとか、そういった部分での改善策を講じていこうというような検討はしているところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

今さらながらに設備にお金をかける。どうして売店がなくなったのですか。町に入れるお金が高過ぎたのではないですか。悠久の湯か、悠久の湯に入れるお金が高過ぎたのではないですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

売店の使用料、いわゆる賃借が高いか安いかというのは、なかなか一概には言えませんが、過

去経営されていた方は1年とか2年ではなくて、当初からもう十何年以上、20年近く多分経営されていたそういった組織もございます。近年においては確かに入館者は下がっている部分、それから消費動向の中で、そこで必ず買わなければいけないものが売れたかどうか、いわゆる魅力ある商品が設置できたかどうかというふうなそういった課題もあって、多分、売店のほうがなかなか経営が難しくなってきたというような実情もあると思います。

来館された方が全てそこで物品を買うかどうかというのは、やはりそれはそれで経営の努力というふうなものもございますが、そういった部分と人件費、売店に置く人件費など、そういったものが勘案されて、なかなか経営が難しいということで撤退されたというふうなお話も聞いているところでございます。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

3番、猪岡委員。

3番（猪岡須夫君）

要は、変えないよと。今うなずいた。このままでは確実に福祉にかけるべき資金が増えない。これまでいろんなことにちょっとお金かけてくださいよって言ってきたような気がする。人件費も駄目、悠久の湯も駄目、私は理解できません。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6番（三枚山光裕君）

平泉町でもコロナ禍からの出口というのが見えるようで見えない。その中で県内でも感染拡大がまた広がりつつあるという状況。加えて物価高騰、そういった大きな壁が立ちはだかる中で、町としては歳入を確保しつつ歳出も検討しながら町民の暮らしを守る町政運営が求められていると思います。令和6年度の予算編成にも生かせる決算審議になればと、そんな立場で総括質疑を行いたいと思います。

一般会計については歳入で1点、歳出で3点、特別会計では国保税について伺いたいと思います。

まず、1個、町民税についてであります。歳入の確保についてですけれども、令和4年度の決算では個人町民税は前年比で増加に転じ、僅かながらも明るい兆しが見えると思います。一方で、法人町民税は引き続き減少し、新型コロナウイルス感染症に係る支援が縮小する中で対策も必要と考えます。

伺いますが、法人町民税について、現在は物価高騰の影響が大きいと思いますけれども、製造業、サービス、飲食、宿泊など、業種による経済の回復状況には違いがあるのかという点です。税収面の面から分かることがあれば伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

法人町民税につきましては、令和4年度は大きく法人税割が減額しているということでございますけれども、今現在の令和5年度と令和4年度のその調定額、8月末現在で比較をしたところ、令和4年度の8月末の調定額は1,979万円でございますけれども、令和5年度は3,746万円ということで、1.7倍から1.8倍に今増額に向かっていきます。これは昨年度からコロナの影響が若干落ち着いてきたというところで決算期を迎えまして、申告が今出てきているところでございますので、また、5月から5類に変わりましたので、そちらのほうも踏まえて増額傾向にあるのではないかとこのように分析しております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6番（三枚山光裕君）

業種によってというのは特に何か分かりますか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

業種によっての資料については持ち合わせておりません。申告の時期がまちまちでございますので、そちらについては今持ち合わせておりません。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6番（三枚山光裕君）

いずれ、物価高騰は平成21年が底で上昇してきて、ところが8月では後退になると。景気が後退状況、2か月ぶりと、低下ということになっているようでありますので、物価高騰の問題というのは今後も影響があるのだと思います。

それで、業種によっても製造業とか、あるいは観光に深い関係のある業種によっても違うと思うのですが、やっぱり観光の町でありますから、観光客の入り込みの回復というのは重要な要素なのだろうと思うのです。それで、観光客の入り込みと、この税収の関係というのに統計的な資料とかデータはあるのか伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

小原税務課長。

税務課長（小原真弓君）

具体的な資料は持ち合わせておりませんが、例えば法人税の申告の際に業種ごとの比較などを行うことによって、観光業を営んでいるところの観光客数とかお客様の数などを比較することによって分析はできると思いますが、現在のところ、そこまでは資料は持ち合わせておりません。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6 番（三枚山光裕君）

私もいろいろ調べてみて、去年は藤原まつりも再開して一定の観光客回復しつつあります。成果報告書にもありまして令和元年と比較して66%。でも、まだ70万人少ないという状況であります。過去のやつもいろいろ町の財政などいろいろ調べてみて、詳細というところまではいかなかったのですが、やっぱり観光客の入り込みが多いと、当然税収も増えるというような関係が大体あるなというふうに思いました。

そこで、やはりこの観光客、インバウンドなども再開という方向になると、いろいろな条件も出てくるわけですが、これを回復させるというのは町の経済にとって重要と考えますが、どのような政策が必要か、どうしようとしているのか、伺いたいと思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

観光客の入り込みにつきましては、令和4年では137万人というところございまして大体7割ぐらいの回復傾向にございます。インバウンドにつきましては、ここずっと増えておりまして、いずれトータルしてもどんどん伸びている状況にあります。それは全国的にでございます。これにつきましてはアフターコロナでいろいろ動きが活発になってきたというところでございます。

どのような施策というお話でありましたけれども、令和4年に新しく観光振興計画を策定しました。これにつきましては上位計画が当然町の総合計画でありますけれども、その観光部門の計画ということで、令和5年から9年までの5か年計画を策定したところであります。この計画にのっとり、毎年着実に検証しながら展開していくというものでございます。議員各位にも計画書は配付したところでございます。

また、来年の1月23日から4月14日まで金色堂建立900年というところもございます。その2年後には中尊寺落慶供養900年、その1年後には初代清衡公の没後900年ということで、ここ5年間、900年関連事業が続くわけでございますけれども、それは平泉観光推進実行委員会でも今話をしておりますが、どのような形で観光に誘致を図ろうかというようなところで、今現在もいろんなところでプロモーション、教育旅行やエージェントさんを回って、いろいろとプロモーションなり活動しているところでございます。またその観光推進実行委員会の中に新たに専門幹事会があつて、さらに専門部会を設けまして、一般の商店の商工会の方ですとか町民の方と一緒に考えているというようなところで、先日、第1回目の専門部会を開催しました。いろいろな議論があつて、これからまた会議を進めながら、こういった施策を展開していこうか話をしているところでございますので、そういったことで、いろいろ今、進めているところでございます。

以上になります。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ、歳入の確保もなかなか限られた条件というか、小さい町でそういう手だてが少ないと

いうふうと思うわけですが、同時にやっぱり歳出を、どういうふうに見直すかということが大事だと思えます。昨日の質疑でも、コスト意識について議論もあったと思えますけれども、そこで2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、昨日も伺いました。戸籍住民台帳による抄本証明書の交付に関わる委託料などについてです。この発行経費は、窓口での発行と、コンビニ発行で経費どのくらいだというふうに概算で分かりますか、伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、証明書の1通当たりにつきましては、コンビニ交付も窓口も一緒の金額になります。戸籍の謄本につきましては450円、戸籍の附票につきましては300円、それから住民票の謄抄本につきましては300円、印鑑登録証明書につきましては300円、それから税証明につきましても300円と。この金額につきましては、市町村によってはコンビニの利用を促進するために窓口での料金を上げたところもございますし、一方で、コンビニのほうを下げたところもございます。

ご質問の割合についてですが、古いデータで大変申し訳ないのですが、平成30年であれば今言った証明書の発行自体、税のほうは入っておりませんが、平成30年で6,461通で、金額にして214万円ほどの利用があったと。今回、先ほどお話ししましたが今年の3月15日からスタートして3月分については50通で、300円平均だとして1万5,000円というような利用料になっているかというふうに考えております。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6番（三枚山光裕君）

昨日もお話しして、私、また計算をしてみました。要はあまりにもコンビニ発行が少ないのに、やっぱり経費1通当たりかかる。手数料は決まっているので負担する側なのですが、行政側とすればそういうふうになると思うのです。令和5年度の予算で2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料というのが1,300万円ほど。簡単に計算してみましたけれども、あくまで私の推計です。13節使用料及び賃借料の228万云々円足す、そしてコンビニ発行使用料というのが369万円ですね、引くと3,200万ほどになります。全発行件数が8,016で割りますと4,036円余りとなります。

一方でコンビニ発行というのは、コンビニ交付システム使用料369万6,000円、これを令和4年度の実績、さっきの50件で割ると7,392円です、1つの発行に。コンビニ発行の50件を含めた8,016の出した4,036件も足さなければコンビニ発行はいけないので、ネットワーク使ったり、いろいろシステムを使っているわけです。もちろん福祉関係でネットワークの機能はあるのだと思うのですが、そこまでは私は分かりませんので、そんなことは計算しませんけれども、いずれそれを加えるとコンビニ発行は7万7,956円になります。役場での発行が7,966件、1件当たり4,036円。一方でコンビニ発行50件は、1件当たり7万7,956円と19.3倍です。

コンビニ発行、そのほかにも手数料というのがかかるはずであります。問題はやっぱりここに負担の公平性とかいろんなところで答弁されてきました。ここに甚だ疑問だと、公平性という立場からね。それから利便性ということも言われてきました。片や7,966、ここは55。始まったばかりといっても、しかし証明書の発行ってそんなにあるわけではありません。8,016通ですか、令和4年度の決算で。町の人口は7,000人を割っています。ということは1年間に1人1回、私も1回取るかどうか分からないです。そういう点ではあまりにも高いコストではないかなと。

いろいろ経費の節約というのは必要だと思うのですが、岩手県では33市町村のうち31市町村、やっているのは、コンビニ発行。全国では1,718のうち1,179。やっていないところもある。今後どうなるかは分かりません、自治体の都合で。やっぱりそういった点では、小さい自治体の中でどう無駄というか、無駄と単純に言えないと思いますが、国やマイナンバーカードの関係とかいろんなことはあるとは思いますが、やはりこれはやっていないところもあるわけですから、どうなのかと伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、先ほどの証明書の発行につきましては大変申し訳ありません。最新のものは主要成果報告書の32ページのほうに記載をしておりました。有料、無料の分がございしますが、大体年間で1万から1万1,000通ぐらい、これは税のほうは除いておりますが、そのぐらいの発行があるということでございます。

それから、経費につきましてでございますが、令和5年度の経費、直接コンビニ交付に係る分につきましては、委員おっしゃるとおりコンビニ交付のシステム使用料が369万6,000円。それ以外に本籍地交付につきましても19万8,000円、それからJ-LISに払います年間の運営費が69万円ということで、全部で370万円、380万円という金額になっていると。これが毎年かかる経費になるだろうと思っております。

先ほどの1枚当たりの費用対効果も含めますが、今回の分の導入につきましては、国の特別交付税措置が令和4年度までであるということで、それを活用して導入をしました。その後、維持経費については令和4年度から3か年ということで、令和6年度まで2分の1の特別交付税算入があるということで、この機会にDXの推進も含めて導入をさせていただいたと。

確かに、これは利用する機会というのは決まっています、これがあるからといって何回も使うものではないということは十分承知しておりますが、今回マイナンバー交付なども窓口でやっていて、窓口が非常に混雑しておりました。待っている、ただ住民票だけでも待たなければいけないというような状況もございましたので、なるべくそういった分は近くでこういった証明書が発行できるように、全国どこでも発行取れるようにというふうな住民サービスの向上にもつながるといって、今回導入を決めたところであります。

県内では、令和2年度の状態で、たしか10市町村、今増えているのかもしれませんが、国の方針としては、こういったDXの推進も含めてコンビニ交付というものを積極的に進めているとい

うことなので、将来的にはどこの市町村に住んでもこういった利用ができるということを踏まえて、今回導入をさせていただいたというような経過でございます。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6番（三枚山光裕君）

先ほど来、町民温泉の話も出ていましたね。教育とか福祉というのは、もちろん経済というか、お金がかかる・かからないという問題ではなくて、やっていけなくちゃいけない問題ですからね。ただ、この件については本当に必要なものと率直に思いますので、いずれ単純な問題ではないと思いますけれども、やはり課題があるなということだと思います。

次に移りたいと思います。

4款衛生費2項1目18節負担金補助及び交付金の一関地区広域行政組合の負担に関わってでありますけれども、ごみの減らない問題、とりわけ可燃ごみです。昨日、課長から全体が減っている、あるいは横ばいかという話されましたが、可燃ごみがずっと減っていないわけです。焼却の4割がなくなっただけでも焼却量も減るというふうに従来から言われていました。これを減らせば負担金も減るわけですよ。町の負担も減るということになるわけです。

この間、私も7年間、多分3人の課長とこの問題議論してきたと思います。私からすると7年間、ほぼ同じ答弁だったと思うわけです。結局減っていないわけですよ、結論はね。では、この間の答弁はどうだったのかと。いろんな回収もやっていますけれども、PTAのね。回収も実は進んでいない、減っているわけです。どうやって減らすのか、やっぱり経費節減するためには、町として新しい取り組みなしには減らないと思いますが、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

ごみのいわゆる処分量というか、その減量に向けてなのですが、委員もお分りのところだと思いますが、1人当たりで若干先にお話しさせていただきますが、1人当たりのごみの排出量ですが、平泉町の場合につきましては、令和4年度は768グラム、令和3年度は745グラム、前年対比100.3%というふうに、確かにごみの量、1人当たりの排出量は増えています。この傾向については、過去の推移を見ても令和2年度に関しては一時落ちましたが、コロナの影響もあったのかもしれませんが、年々ごみの1人当たりの排出量は増えてきているというのは委員のご指摘のとおりです。

主要成果報告書の70ページにも記載しておりますが、可燃ごみにつきましては、やっぱり前年対比から増えているということでございますし、粗大ごみについては前年度と比較して落ちていると。一方で、資源ごみの部分についても落ちているということで、可燃ごみが非常に増えているということです。今、広域行政組合の中でも、そういったごみの1人当たりの排出量を減らしていこうということで、今回新しい施設として、また既存にもありましたが、いわゆるプラスチ

ック資源循環法に基づいて、そういった燃えるごみの中でもやはり再利用を図っていこうと。いわゆる資源ごみですね、その中でもプラスチック資源、缶、瓶、それから新たに古着などを分別収集しながらリサイクルしていく。そういった燃やすごみを減らすことがいわゆる焼却部分での負担金にも当然影響してくる部分がございますので、そういった取り組みをこれから具体的にどのように進めていくかと、今までもなかなか進んでいないだろうというご質問でしたが、この方策については、今すぐ啓発すれば減るのかなという問題ではなくて、再利用に回せるような、そういった取り組みも進めていかなければ、なかなかごみの量というものも減りません。あとは一人一人、言い方が悪いかもしれませんが無駄なものは買わない。やっぱり消費する部分でも、そういった部分で使わないですという部分などもありますので、その購買の部分においてもそういったところとか、ささいなことではありますが、プラスチックごみ、そういったレジ袋も有料になっていますので、そういった部分を一人一人に意識啓発しながら、一人一人が取り組まなければいけないところが多いと思います。そういった活動をしながら、一人一人の意識の向上を図っていくようなこともやっていかなければいけないのかと思っております。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6 番、三枚山委員。

6 番（三枚山光裕君）

広域行政の焼却炉も、実はまだ新しいのは当然できていないわけですがけれども、これもどんどん使えば耐用年数が短くなって、いつ故障ということも考えられる状況になっています。ですから、それ自体もやっぱり燃やすごみは減量して延命というか使っていく、そうしなくちゃいけないと思います。

そこで、以前に聞いた時も町としての独自の減量計画って、たしかなかったと思うのですよ。広域行政で持っているというは答弁ありました。ですから、それをまずつくるのが大事だと思うし、それから前から求めてきた、さっき啓発という話が出ましたけれども、そういう点でも専門にそこに当たる人が必要なのだらうと思いますので、大いに検討が必要なのではないかなと思います。

次に移りますが、8 款の農林水産費についてです。この令和 4 年度、肥料、飼料、あるいは土地改良区への電気代の支援というのは非常に有効だったのだらうと思います。大変な農業の情勢の中で、農家にとっては大事な支出というか施策だったと思います。これはただ一時的なもの、物価もさっき話もしました。今後の対策も必要なのだらうと思うのですが、その辺って考えはありますか、伺います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

肥料、物価等の高騰に関して今後の見込みというところでございますが、基本的にこれは全国的な課題ではあるというふうに感じております。まずは国・県のほうで、今現在、肥料高騰対策

について繰越しですけれども、そういう事業を行っております。そういったところをまずは進めていくと。それで、それ以外というところでは、例えば国・県のほうで何もないというような状況であれば、町のほうでというところを検討することも考えられます。

以上でございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

6番、三枚山委員。

6番（三枚山光裕君）

一般質問のようになって駄目だなと思っておりますが、いずれ、実は岸田政権が昨年来、食料・農業・農村基本法、基本法が見直し作業に入って中間取りまとめが出ました。これが大変な内容で、その内容というのは、課長見ているかどうか分かりませんが、もう自給率の目標がなくなったのです。結局、財界やアメリカの要求に沿って、いよいよ日本の農業を切り捨てて、そういうのが鮮明になっているというふうに私は思います。これには当然反対していくと。とんでもない話です。食料自給率が4割切って。全くそれがむしろいろいろ戦争になれば、いろいろかき集めますよというようなことも明記しているように聞きましたけれども、やはりそういった点で、これもぜひ読んでいただきたいし、その分も頭に入れながら、今後の施策に反映していただきたい。それから農業所得に対して公的助成の占める割合というのがスイスが95、フランスが90、イギリスが95。2013年度、10年前になりますけれども、スイスはもう100になっている。つまり農業というのはそうではないと成り立たないのだというところを根本的に頭に入れていただきながら、これ、国の問題でありますけれども、町としてもやはり有効な手だてを今後考えていくことが大事なのではないかなと思います。

次、特別会計国保に移ります。

基金の扱い、運用についてであります。今日午前中ありました。基金が2億円ほどあると。ただ、これは現在だと、もうちょっと減ると。令和4年度に入れた800万円が減るからということですが、それでも午前中の議論で50人ぐらいつつ被保険者が減っていると。そうすると、その保険税が400万円ぐら減っていくのかなという想定です。とすると10年で4,000万円、20年で8,000万。1億9,400万ほど現在基金残高あるとすれば、都道府県の統一問題があったとしても、これは統一保険料の問題ですが、あったとしても、やっぱり余裕あるのではないかなとなれば、これ、新年度の中でこの基金の扱い、運用について検討すべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

基金の活用についてというご質問かと思いますが、現在の基金が約1億9,400万円と。今年度の当初予算、たしか基金からの繰入金で3,300万円と、今回これから補正予算で提案させていただきますが、そのうち今回繰越金額が、たしか1,700万円というふうなことで、一応今回、現時点でその繰越金等の調整をしたときに、今年もやっぱり1,000万円以上は繰入れしなければいけ

ないのではないかと。ただ、その部分だけでこれから推移するわけではない。先ほど言った被保険者の数が減っていく部分と、それから今回、国の保険税の統一化ということで、現在の保険税4方式から3方式、いわゆる固定資産の部分廃止することを今後、税制の改正に向けて取り組んでいく予定にしております。

そうした場合に、当然、固定資産税部分の収入が減るので、その分をすぐ賦課すると。ほかの3つの方式に賦課するという事は、なかなか被保険者に負担を大きくかけるということで軽減を図っていきたくて考えています。軽減措置を何年か図っていきたくてということで、そこに税収負担の減少部分を基金で充てていきたくて考えているのが1つあります。

さらに、当町の保険税につきましては、実は県のほうでお分かりのとおり、医療費の指数反映係数、いわゆるアルファというものが入っております。これは現在アルファゼロから1の間で現在アルファ1を使っているのですが、医療費水準が低いところについては、ある程度その納付金の軽減がされていると。当町は、まさに県下でも医療費が下から数えたほうがいくらい低いと。この医療係数について、近い将来、今段階的にこっちをアルファゼロに戻していこうと。そうすると単純な話をしますが、今アルファ1からアルファ0.5に変えた場合に、一気に1,500万円の納付金が増額になると。そういったことを考えると、今の基金自体が果たして2億円という基金が、こういった県の制度、それから被保険者の減少などによってどのぐらいもつかというのを今シミュレーションしていますが、ここ数年でこの状態が続けば基金も底をつくとまでは言いませんが、厳しい状況にあるのかなというふうに推定しております。ですので、そういった総合的な今後の国保運営に関しまして、基金の活用については今お話ししたような状況、それから県の統一化に向けた動きなどを考えながら、基金の活用について十分検討して、4方式から3方式の条例改正を提案させていただきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時24分

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

再開します。

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

先輩議員の助言もありますので、簡便に4つの課題についてお伺いをいたしたいと思います。

1つは、防災行政無線のデジタル移行化に伴う今後の課題と対応についてでございます。

午前中の質疑の中で、いろいろ変遷はございますけれども、まだ家庭に配置をされていない戸別受信機の残数が、午前中の答弁からいうと285台、残っているということになります。今後、

この残っている戸別受信機の利活用をどのようにしようとしているのか、まずお伺いしたい。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず、この事業につきましては、事前に意向調査を伺った中で、希望される方を中心に配付しております。その後、やはりこの戸別受信機は災害時に一番重要な情報伝達手段の一つであるということで、当初意向のなかった方にも配付を呼びかけ、これは地区の行政区長さんの協力もいただきながら呼びかけております。したがって、その後、意向のなかった方も設置されている状況もございますので、引き続きこの残り285台につきましては、まだ設置されていない方に設置を呼びかけながら、さらに設置を増やしていく、設置率を上げていきたいと考えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

そこで、皆さんもご案内のように町内には土砂災害特別警戒区域、俗に言う急傾斜地だとか洪水災害、いわゆる3メートル以上の想定浸水区域が8区、9区、10区、11区、そして14区には地滑り危険地域というのがあります。ここに住まいをしている住民の方々、973世帯あるのですね。この973世帯の中で312世帯が実は戸別受信機の配備を必要としないと、今課長が答弁した申し出をしていない方々なのです。しかし、地域防災計画をひもとくまでもなく、災害に強い安全・安心なまちづくり、町民の生命、財産をしっかりと守るのだというその使命から考えると、こうした地域に生活する住民に対しては、住民から設置をしたいという申し出を待つのではなくて、役場としても、こういう危険地帯です、こういう危険が予知というかな、想定をされかねません、したがって、ぜひこの戸別受信機を設置をしてはどうですかという強い懇請を行ってはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず、設置をされていない世帯の数を今おっしゃられましたけれども、極力設置は促進されていると認識はしてはございますが、その中でもなぜ設置しないかというところで、うるさいとかそういったことではなく、今おっしゃられたとおりに災害時に情報が伝わらないと避難行動に遅れが生じたりというような、そういうところをきめ細やかに説明しながら、そういった方への直接的な連絡等も含めて、言うなれば区長さんに協力を求めた際に、こういう地域の方で設置されていない方がいれば一緒に促してほしいという話は区長会等を通じて行っておりますので、そのように進めてまいりたいというふうに思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8 番（高橋伸二君）

ぜひ他力本願的な対応ではなくて、やっぱり町として住民の生命、財産を何としても守るのだというそういう固い決意と行動、実践、これをもってして、ああ、そうか、そこまで役場が考えてくれるのかと、ならば設置しようかという方も出てくると思うのですよ。人間というのは、非常にそういう意味では感情が深い動物でございますから。

そこで次にお伺いするのは、戸別受信機を設置をしても防災行政無線からの情報が確実に受信できないことには、設置をした意味が薄れるわけですね。したがって、この間も今回のデジタル移行に伴っての調査を求めてきましたけれども、最低限やっぱり瑕疵担保期間のある1年間、今年の1月31日で終わって2月1日から瑕疵担保が出ているはずですから、この1年間の受信状態の調査というのは、特に1区、14区、15区を中心としたところでは欠くことのできない対応だというふうに思いますから、これはぜひ継続してほしいと思うのですが、いかがですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今おっしゃられたとおり、いわゆる不感地域、受信の状況が思わしくない状況につきましては、今までも直接住民の方から問合せをいただいて、その都度、対応はしておりますが、特に明らかに受信が難しいモニタリングですね、いわゆる1年間通して安定的、継続的に受信ができるかどうかを確認すべき地域につきましては、常緑の季節、それから降雪、雪が降ったときの場合と、年間を通じて幾つか定期的に受信状況を確認し、不具合があれば適正に稼働できるように対応を行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8 番（高橋伸二君）

防災行政無線の関係の最後になりますが、3つ目として今までは屋内配備の受信機について言いましたが、拡声子局、いわゆる屋外スピーカーからの情報伝達、これについても、この間の防災無線のデジタル化体制移行整備の中での課題として問題提起をさせていただきました。そして、それに対しては、業者を含めて現地調査をした結果などのデータがあると。しかし、それを見ても、必ずしも全ての世帯が屋外拡声子機からの音声を受信できるという状況にはないので、スピーカーの増設等の対策も含めて、今後、業者と一緒に検討してまいりたいというふうに述べられました。まだ屋内子機の状態が完全に解決をしていない中で、ウイングをそちらまで延ばせというのも無理な話でしょうから、ぜひこの屋外拡声子機からの音達のエリアの改善も忘れないうで、しっかりと課題として残して取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のご指摘につきましては、この本事業においてデジタル化の際に、そういう屋外拡声子局の不具合等も点検を行いながら対応はしておりますが、ただ、その後も、なお戸別受信機が不安定であるように、今後もそういう不安定な状況がもし生まれているとすれば、その辺は情報収集しながら通信事業者と対策を練って所要の対応を行ってまいりたいというふうに思いますが、現段階ではそのような報告というのは特段いただいているものではございません。その辺は内容を確認しながら対応してまいりたいと思います。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

駄弁になるかもしれませんが、事業者であるNECが調査をした音達エリアの分析図が、長島側、それから平泉側として、それぞれ出されています。その調査には役場職員も随行した結果として出ているはずですから、今課長がおっしゃった答弁は現状とは合致はしない答弁だというふうに思いましたので、しっかりと前回この問題を取り上げた12月会議でしたか、私の指摘の中に残っていますから、それをひもといていただきたいと思います。

次に移ります。

大きな2つ目の課題であります。成果報告書にも記載されておりますけれども、用途廃止という扱いになっている町営住宅の今後の取扱いと資産運用についてなのです。端的に申し上げて、早期の解体、撤去をすべきではないかという考え方なのです。

ご案内のように6つの町営住宅がありますけれども、そのうち3つの団地と高田前団地内の2つの棟は用途廃止になっていると。この用途廃止となっている住宅は、いずれも旧建築基準法に準拠した、建築から50年以上経過をし、なおかつ耐用年数も20年を超えている物件であります。この物件に対する町の管理の方針というのが書かれたのがあるのですが、それを見ますと現在の入居者が全て退去した団地等から手をつけるのだというふうにしてしています。ただ、令和12年度まで廃止が困難な場合は、令和13年度以降も引き続き入居者の退去を待つのだと。こういう私から言えば消極的な姿勢なのです。これでは、この狭い平泉のエリアの中で、限られた公有財産の有効活用というのが停滞したまま有効に進まないのではないかというふうに思います。

新しい建築基準法による耐震構造でもないこの用途廃止の団地ですね、耐震補強も施されていません。そうした建物に入居されている方の安全を確保する民法上の責任が町として果たされていないのではないか、つまり賃貸人としての管理責任に問われることになるというふうに思います。そこでお伺いをします。

平成11年9月20日に、神戸地裁が旧建築基準のアパートで地震により被災をした賃借人が損害賠償を求めた裁判で、賃貸人が賠償責任を、3億5,000万円でしたかね、問われた判決があるのですが承知されていますか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

申し訳ありませんが、存じ上げておりません。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8 番、高橋委員。

8 番（高橋伸二君）

いや、決して申し訳ないことではなくて、私が言ったのは、いわゆる民法第717条の工作物、あるいは民法第601条の賃貸をしているという契約責任、それが裁判所から損害賠償の対象として認められたということなのです。つまり先ほど話をした町内の団地に入居されている方々も、町長の言われる想定外のことがあってはならないのだと、そういうふうに使われてはいますが、そうした場面に遭遇しないとも限らないわけですよ。したがって、もう既に構想として持ってやられていることだと思うのですが、現在入居されている方の居住権が尊重されるというのは当然のことです。その居住権を尊重した中で、現在のその花立団地に住んでおられる9戸、大沢団地に住んでおられる1戸の方、こうした方々をどこか1つの棟に集約をして居住をしていただくということや、あるいは点検に伴う費用負担とか、新しい転居先に移った場合の入居料、賃貸料の差額が出てくるとすれば、その入居賃料の段階的な軽減策、俗に言われる緩和曲線を設けて理解を得ると、そういう努力をまず町としてやってきているとは思いますが、さらに力を入れてやるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

令和3年度に1世帯が移転した以降、移転していただける方は今のところはありません。移転についてはご理解はしているかと思うのですが、ご協力はいただけていない状況であります。町としましても条例等により家賃の緩和措置等を設けて説明はしてきているところではあります。なかなか応じていただけないと。

ただ、役場としましても、なぜ移転していただけないのかという原因といいますか理由について、今まで把握してきていなかったのではないかと思いますので、そういう原因、理由を確認しながら、もし支援策が取れるのであれば、それについては検討する意味はあるのではないかなと考えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8 番、高橋委員。

8 番（高橋伸二君）

皆さん、ご案内のように、町の人口減少、それに伴う税収の減、これは誰の目にも明らかですね。そうした中で町としてスパルタキャンプや地域おこし協力隊の皆さんのお力などを借りながら、地域の活性化などの施策を進めてきています。もちろんこれは定住と移住の促進事業と、こういう観点からからいっても、やっぱりああいう有効な土地を遊ばせておくというのは無駄なことだというふうに思いますから、今課長答弁されたように様々な理由があるのですが、現状を放置することなく居住者の退去しやすい条件づくり、これ、やっぱりしっかりと示して、

随時退去されたところの解体を進めて、次の町の事業化にしっかりと生かしていくと、このことをすることがやっぱり移住定住の促進事業の取り組みとしてもタグを組んでやる必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

その住宅団地の利活用にということは確かにあるかもしれませんが、住宅担当課の立場とすれば、入居者に対してやはり考慮していくことも当然必要ではないかなと。住宅に困窮する低額所得者に供給するという公営住宅の目的がありますので、やはり低額所得者という立場からすると移転すると家賃も4倍、5倍となる可能性もありますので、さらに下水道使用料も発生すると。そういうことを考えると、なかなか移転に踏み切れないということもあるのではないかと考えております。

利活用については、当課の立場からすると、いずれ用途廃止ということに向けて取り組んでいきたいと考えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

まちづくり推進課長が答弁するかなと思ったらしませんでしたので、特にやっぱりここは町長にしっかり頭に入れてほしいというふうに思うのは、先ほど神戸地裁の判決を紹介しましたが、法的責任が問われることのないような対策を事前にしっかりと取っておくと、このことが何よりも肝要なことだろうというふうに思います。

次に移ります。

3つ目の課題でございます。非核平和都市宣言をしている平泉町、この平泉の新たなシンボル事業の取り組みについてでございます。決算書にもありますように、日本非核宣言自治体協議会分担金を令和4年度も支払ってきました。この協議会の活動に対する本町の取り組みについて伺いをします。

昨年の9月会議で、この自治体協議会が行っている様々な事業について質疑をさせていただきました。教育委員会はその質疑経過を生かした児童生徒の平和教育学習に反映させる取り組みを始めたというふうに仄聞をしています。ぜひそうした取り組みの裾野を引き続き今後も広めていただきたいと思いますというふうに願うものであります。

さて、この非核平和宣言をしている本町として、平和記念事業についても意見交換をさせていただきました。検討してみたいという答弁でございました。何も新たな何かの催しをやれということではなくて、昨年9月の質問で私が提案をさせていただいたのは、実際に広島で原爆被曝をした樹木の種子から苗木をつくって、無償で会員団体自治体に提供している事業、それを平泉でもその苗木を提供を受けて、新たな町の非核平和宣言都市シンボルとして活用してはどうですかと。今まで保健センターの前に高い標柱がありました、非核平和都市宣言の町という。しかし、

それが今ほとんど気づく人もいない石の碑になりました。

やっぱりエピカがつくられて、そして、あそこに多くの町内外の方が訪れてくるようになっていいる。平泉町は非核平和宣言の町なのだなというようなことが分かるような、そういった植樹をぜひやっていただきたいという私の強い願いなのですが、検討をしましょうと言っていました、その後の検討結果の状況をお聞かせください。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

日本非核宣言自治体協議会の関係で、連携して岩手県内にもその協議会に賛同している市町村もございますので、加盟市町村との連携も含めて検討させていただくということで、その中の一つとして原爆展、パネル展示ですね、こちらについて教育委員会に働きかけというか、日本原爆被曝者団体協議会からの情報提供によりまして、配慮によりまして、本年、長崎、広島、それから原爆投下、それから終戦記念日を含めた8月4日から16日までの間にパネル展示が行われたということでございます。こちらがそういう取り組みの一つということで、先ほどおっしゃられたとおり、教育委員会の事業の中でもそういう平和教育に関して取り組みが進められているということでございます。

今ご指摘のありました協議会の事業の一つとしての樹木植樹、こちらについても可能性があるというふうには考えております。ただ記念植樹をするということであれば、やはりまた子どもたちに平和を考えてもらうという中で、植樹するには子どもたちといったようなこともイメージしているわけですし、今年度はそういう中で取り組みが進められたという、一歩前進したというふうにご理解いただければというふうに思いますが、今後も一つでも多くの取り組みを増やしていくような形で考えたいと思います。

基本的には、平和の祈りというもので町民の方が皆さん、平和を希求するということが平泉では昔から行われていた。これを未来につなぐということで共通の認識を図っておりますけれども、それ以外にも地道な取り組みとして反核平和のマラソンであったり平和大行進であったりしていますので、そういうところで、またそういうご提案の事業につきましても、さらに可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

いろいろお話をいただきましたけれども、端的に言ってパネル展などについては早速取り組まれておられますので評価をしたいと思っておりますし、また一方では、平和の祈りというのは、まさに身内の取り組みなわけですね。身内と言ったらあれですけども町内の取り組み。私が先ほど話をした植樹の目的というのは、平泉町が非核宣言都市でありますよということ、平泉町を訪れる町内外の方々にアピールするシンボルとしてやってほしいということでございますから、位置づけが若干異なると。しかし、引き続きそのことについても受け止めていただけるというこ

とでございますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、4つ目に移ります。平泉町の高齢化率も毎年毎年進行していく中で、自動車の運転免許を自主返納される方も大分多くなっている。この議論をさせていただいたときには具体的な数値も示して、町内の、しっかりとそうした足をなくした方の生活へのサービスをつくってほしいと、こういうことを申し上げました。どこまで運転免許返納者に対する安心して外出できる環境づくりというのが支援策として進行しているか、お聞かせください。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

免許返納者への支援ということで、委員から昨年令和4年3月会議でのご質問をいただき、また今年の3月にも予算特別委員会の中でそのご質問をいただきました。答弁の中で、しっかりこれに対しては取り組んでいくという答弁を踏まえ、この支援の取り組みが現実的に、まだ表にこういう支援をするというふうなところまでは行っておりません。支援の内容につきまして、今、課内の中で県内の取り組み状況や、県外での取り組み状況、ましてや町内での交通状況や、利用する高齢者の方々の二次医療圏などを踏まえて、どういった支援が、恒常的にずっとこれからというところは難しいとは思いますが、高齢者サービスの一環としてどのような方法がいいかというふうなところを今内部で協議し、これから関係課とも協議しながら、こういった支援に向けて、できるだけ早く支援の内容を形づくって取り組んでいきたいというふうにご考えております。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

言いたいことはいっぱいあるのですが、余計なことは言いません。少なくとも来年度予算には計上される、あるいは今年度の補正を組むという可能性はございますか。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

これから免許返納については年間20名から30名ぐらいいる現状を踏まえ、さらにはこれから冬期間に入るので、来年度予算当初よりも、もし内部で協議が進めば、できるだけ早く対応させていただきたいと考えております。

以上です。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

8番、高橋委員。

8番（高橋伸二君）

既にこの議論をした3月から5か月の間に、課長、県内の状況を見ていると言いましたけれども、具体的に2つ増えたところをお話しになりませんでしたよね。2つの自治体がこの5か月で

増えているわけですよ。やっぱり県内の他の自治体の動向を見ながら検討を加えていくという答弁ですから、やっぱり答えるときは整合性を持って答弁をするということがないと、執行側と議員側の信頼関係の醸成というのは培われてこないのではないかと。余計なことをお話をさせてもらいました。

最後でございます。先ほどの町営駐車場の関係についてでございます。

今後の町営駐車場の運営管理の在り方について、先ほどの議論では今年のコロナ以降の運営の実態が、我々が把握している現状と行政側の皆さんが把握している現状と、乖離があると。共通認識を持てなかったのではないかなというふうに私は感じました。

そこで、あまり時間取りたくないなので簡潔に話しますが、コロナ禍の中では令和2年、令和3年の中では、毛越寺の第2駐車場を閉鎖したわけですよ。そういう状況の中であの成果報告書にあるような三千五、六百万円ぐらいのお金しか入ってこなかったわけです。ところが観光関係の事業者から漏れ伝わってきた話なのですけれども、今年のお盆の期間中、それからコロナによる行動制約が大幅に緩和をされたことに伴って、各地で様々なイベントが開催されるようになったと。近隣でいえば秋田の大曲の花火大会の帰りのバスツアーの皆さんが、やっぱり平泉に寄っていったけれども、無料で駐車できる駐車場があったので非常に好評だったようだけれども、結局はあそこを委託管理をしている運営を任せているシルバー人材センターとの契約書の内容に課題がある。

過去に働く時間の問題などで議会側に資料提示をさせていただいたときに出たやつなのですけれども、つまり毎月の勤務日について前月の25日までに甲乙協議をして決めるのだと、こういうことなのですよ。だから、コロナ禍の中で2年間、第2駐車場は営業しないと、その延長線上でこのお盆や夏も経過をしてきたと思います。これは午前中の議論で人材センターには瑕疵はないですねというふうに言ったのはそのところなのです。平泉側から、甲側からシルバー人材センターでこの契約書に基づいて、この8月にはこういうふうな管理をしてくれと、料金所を開設して駐車場の管理をしてくれというようなことをしっかりやっぴいけなかった。それがなされていないのが大きいと思う。

年間で令和元年あたりまでですと6,700万円から6,900万円ぐらいの金が入っているわけですよ。これ、非常に大きな町としても財政収入だというふうに思うのですよ。したがって、今後の駐車場の運営管理に当たってのこのシルバー人材センターとの業務委託契約書の第5条をしっかりと見直すということ、ないしは第8条で定めているこの契約書に定めない事項については甲乙協議して定めるという部分、つまり365日の駐車場管理をどのようにするのだと、そして、それをシルバー人材センターに委託するのだということを明確に決めておかないと、同じような事象というのが発生する可能性があると思うのです。そのところをどのように対応できるか、するか、その意思はあるのかお伺いします。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

先ほど毛越寺第2駐車場という話は、中尊寺第2駐車場でよろしいですか。

(「ああ、中尊寺だ、失礼」の声あり)

観光商工課長(菊地隆一君)

中尊寺第2駐車場の件と受け止めております。

町営駐車場につきましては、中尊寺第1駐車場と中尊寺第2駐車場、あと毛越寺駐車場の3つがございます。それで、中尊寺第1駐車場と毛越寺駐車場につきましては、通年開けている状況でありますけれども、中尊寺第2駐車場につきましては、現在、土日祝日もしくは連休ですね、あとお盆中等々は開けているという状況でございます。

先ほど、お盆中のお話もございましたが、今年につきましては8月13日から15日までは開けております。それは私も確認をしております。16日につきましては、実は第2駐車場を閉めていたというようなところでありまして、その後、シルバー人材センターと担当で話したという報告を受けております。いずれ来年についてもその辺の見直し、13日から今まで15日だったのですが、16日まで駐車場を開けていくという話はしたところでございます。

先ほど委員おっしゃるとおり、契約書に定めて、いろいろ計画というか人員の配置をしております。毎月の25日まで、まずはシルバー人材センターで当課に計画表を持ってきて、こちらで検討をして、これでオーケーとなれば、その計画書どおり人員配置をしていくというような現状でございます。

また、もう一つ、各地のイベントです。イベントも全国的に繰り広げられておりますが、昔から懸念されておりました大曲花火の帰り、関東方面の方が帰りに平泉に寄って帰っていくというような流れがあるようでございます。今年は8月26日の土曜日に大曲の花火があったと思えますけれども、その翌日の27日の日曜日につきましては第2駐車場も開けておりましたので、全て3つの駐車場は開けておりました。なおかつ第2駐車場も普通車でいっぱいになると大型の観光バスが止められないという状況があって、町道に縦列駐車をして、かなり苦情もあったというようなことも聞いております。昨年からスマートインター駐車場を臨時的駐車場として、そちらに待機をしていただいていた、今年も実施して、警備会社から報告がありましたけれども、20台ぐらいの大型バスがスマートインターのほうに駐車をして、そちらで待機をしたと。お客さんが帰るときにまた来ていただいて乗車をして帰っていただいたという、そういった運行をしております。いずれ、もし見直すのであれば、そのシルバー人材センター等も確認して見直すべきところは見直していきたいというふうに考えております。

以上であります。

決算審査特別委員長(阿部圭二君)

8番、高橋委員。

8番(高橋伸二君)

いずれにしても、やっぱり6,800万円から7,000万円の収入というのは、平泉町にとっては極めて大きな財源ですよね。ぜひこれが安定的に、かつ恒常的とはいかないかもしれないけれども、長期にわたって確保できるように、しっかりとこの駐車場運営管理というものを町として目配せ

をしながら対応していただきたいということを申し上げて、私の総括質疑を終わります。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

これで総括質疑を終わります。

それでは、これから採決いたします。

この採決は1件ごとに起立によって行います。

認定第1号、令和4年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

起立多数です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

起立多数です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号、令和4年度平泉町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長(阿部圭二君)

起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号、令和4年度平泉町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

決算審査特別委員長(阿部圭二君)

起立全員です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託された全ての審査が終了しました。

お諮りいたします。

本委員会の審査報告書を議長に提出するに当たり、意見を付することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

決算審査特別委員長(阿部圭二君)

異議なしと認めます。

よって、審査報告に意見を付することに決定しました。

お諮りします。

審査報告に付する意見は起草委員会によって作成し、起草委員は委員長が指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

決算審査特別委員長(阿部圭二君)

異議なしと認めます。

起草委員には、4番、氷室裕史委員、11番、升沢委員を指名します。また、この委員には委員長、副委員長も加わります。

起草委員会を正副議長室で開きますので、ご参集願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時43分

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

再開します。

意見書ができましたので、事務局長に朗読させます。

議会事務局長（村上可奈子君）

意見書を朗読いたします。

審査意見。

1、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成及びその執行に反映されたい。

2、基幹産業である農業に対し、農業従事者の意向を反映した投資効果のある施策を実施されたい。

3、異常気象や地震などの災害に対し、町民の安全・安心が担保されるよう、実効性の高い施策を講じられたい。

4、子育て支援にあっては、定住化対策も含め、若い家族が子育てしやすい環境整備に努められたい。

5、委託事業、補助事業及び交付金事業については、その成果の検証・報告を積極的に行い、効果的に取り組まれたい。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

お諮りします。

意見書はただいま朗読したとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書はただいま朗読したとおりに決定しました。

本委員会に付託された認定案件7件は、ただいまの意見を付して認定すべきものに決定したことを、会議規則第77条の規定により議長に報告します。

決算審査特別委員長（阿部圭二君）

以上で、本委員会に付託された全ての議案が議了しました。

閉会の宣言をします。

委員各位の活発な審査と議事進行にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

ご起立願います。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午後 3時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

決算審査特別委員長 阿 部 圭 二